

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

訓 令 甲

告 示

ページ

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	（人事課）	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（NPO活動促進室）	二
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（同）	二
○有害図書類の指定	（青少年課）	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護保険室）	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（同）	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護サービス事業者の変更の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の変更の届出	（同）	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	五
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の変更の届出	（同）	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	六
○松島公園（駐車場）の使用に係る使用料の徴収事務の委託	（観光課）	六
○県営土地改良事業計画の縦覧	（農村振興課）	七
○県営土地改良事業の換地処分（二件）	（農村整備課）	七
○保安林の指定	（森林整備課）	七
○保安林の指定の解除の予定	（同）	八
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	八
○道路の区域変更（二件）	（道路課）	九
○道路の供用開始（二件）	（同）	九

○道路占用料規程の一部を改正する告示	（同）	九
○阿武隈川水系白石川圏域河川整備計画の公表	（河川課）	一〇
○名取川水系増田川圏域河川整備計画の公表	（同）	一〇
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	一〇
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	一一
○港湾施設の概要	（港湾課）	一一
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（都市計画課）	一一
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可（二件）	（同）	一一
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（下水道課）	一二
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	（会計課）	一二
○土地改良区役員の就任の届出	（大河原地方振興事務所）	一二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（税務課）	一三
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	一三
○宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	（議 会）	一三
○選挙管理委員会	（選挙管理委員会）	一三
○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正	（監査委員）	一五
○行政監査の結果の公表	（公安委員会）	一五
○財政的援助団体等の監査結果の公表	（同）	一六
○自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく指定団体所在地変更について	（内水面漁場管理委員会）	三一
○コイヘルズウイルス病に係る指示	（同）	三一
○宮城県住宅供給公社による県営住宅等の管理代行に関する公告	（同）	三一

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十一年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改める。

附則第七項を次のように改める。

（職員の給料の特例）

7 職員の給料月額額は、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に係るもの限り、第二条及び条例第五条から第五条の三までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（給料月額と単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十九年宮城県訓令甲第十二号）附則第六項の規定による給料を支給される職員にあつては、その者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額）（以下この項において「基礎額」という。）から基礎額に百分の五・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び勤務一時間当たりの給与額（条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額額は、基礎額とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 地域情報モラルネットワーク

一 代表者の氏名 小島 正美
二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区恵和町一番一号
三 定款に記載された目的 この法人は、インターネット社会における情報セキュリティ対策・情報倫理（モラル）の向上を目指し、地域の小中高、大学などの教育機関および地域の幼児・児童および保護者に対して、情報セキュリティ対策・情報モラル教育を促進、啓発、支援などに関する事業を行い、広く地域社会と共生、共存し、地域社会の安心安全を図り、情報セキュリティ対策・情報モラルの浸透に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年三月十七日

○宮城県告示第二百六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ライフサポートこもれび

一 代表者の氏名 七宮 泰子

二 主たる事務所の所在地 石巻市須江字瓦山四十一番地三

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者障害者など社会的支援を必要とする人に対し、助け合いの精神に基づき福祉サービス事業を行ない、高齢者や障害者が安心して生きがいのある生活ができる地域社会づくりに貢献することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年三月十六日

○宮城県告示第二百六十四号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所

一	雑誌	ガチ ^④ 素人1000人斬り 2009春の陣 64193・16	三和出版(株)
二	同	KISSUI 4月号 12955・04	(株)ジーオーティー
三	同	ヤングコミック 3月号 08893・03	少年画報社
四	同	コミックポプリクラブ 4月号 13759・04	(株)マックス
五	同	ZUBA! 4月号 15529・4	インフォレスト(株)
六	同	レディースコミックススペシャルアヤ 4月号 09671・04	(株)宙出版
七	同	微熱SUPERデラックス 4月号 07689・04	セブン新社
八	同	無敵恋愛エスガール 4月号 08577・4	(株)ぶんか社
九	同	チャンピオンRED 3月号 16127・3	(株)秋田書店

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七〇二〇一七七三	あいわ訪問介護センター 石巻市渡波字新沼百七十八	あい吉眺福祉会株式会社	平成二十一年一月一日
○四七五四〇二〇二〇	訪問介護ステーションけあ 仙台市太白区茂庭字町北二 十番地	株式会社MIC	平成二十一年一月一日
○四七二五〇一六三五	大崎市社会福祉協議会田尻 ヘルパーステーション 大崎市田尻沼部字富岡百六	社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	平成二十一年一月十五日

二 通所介護

十六番地大崎市田尻老人福祉センター内一階			
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七二七〇〇七五六	デイサービスセンターあつ たかいこ東向陽台 黒川郡富谷町東向陽台一丁 目三番六号	株式会社インブルー	平成二十一年一月一日
○四七五五〇一九三八	困炉裏庵たかもり 仙台市泉区高森三丁目四番 地三百三十一	宮城県高齢者生活協同組 合	平成二十一年一月一日
○四七二四〇〇四九八	きらくの里 巨理郡巨理町荒浜字上新田 六十三番地	株式会社季楽	平成二十一年一月十五日
○四七五二〇二二二三	ハローカイゴ鶴ヶ谷デイサ ービスセンター 仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁 目八番十号	株式会社介護・人材情報 センター	平成二十一年一月十五日
○四七二四〇〇四八〇	デイサービスセンターフィ ット 巨理郡巨理町達限神宮寺字 一郷六十三番地一	株式会社サンキ	平成二十一年一月十五日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七五二〇二九〇一	株式会社日本現像所サンタ スク事業部 仙台市青葉区宮町二丁目三 番十一号サニビル一〇一 号	株式会社日本現像所	平成二十一年一月一日
○四七二一〇〇三七〇	有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六 号	有限会社相馬屋家具店	平成二十一年一月十五日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七五二〇二九〇一	株式会社日本現像所サンタ スク事業部 仙台市青葉区宮町二丁目三 番十一号サニビル一〇一	株式会社日本現像所	平成二十一年一月一日

〇四七二一〇〇三七〇	号	有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六	有限会社相馬屋家具店	平成二十一年 一月十五日
------------	---	----------------------------	------------	-----------------

〇宮城県告示第二百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

〇四七〇二〇一七七三	〇四七五四〇二二〇〇	〇四七二一五〇一六三五
介護保険事業所番号	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
事業者の名称及び所在地 あいわ訪問介護センター 石巻市渡波字新沼百七十八	事業者の名称及び所在地 訪問介護ステーションけあ ふる 仙台市太白区茂庭字町北二 十番地	事業者の名称及び所在地 大崎市社会福祉協議会田尻 ヘルパーステーション 大崎市田尻沼部字富岡百六 十六番地大崎市田尻老人福 祉センター内一階
申請者名 あい吉眺福祉会株式会社	申請者名 株式会社MIC	申請者名 社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会
指定年月日 平成二十一年 一月一日	指定年月日 平成二十一年 一月一日	指定年月日 平成二十一年 一月十五日

二 介護予防通所介護

〇四七二七〇〇七五六	〇四七五五〇一九三八	〇四七二四〇〇四九八	〇四七五二〇二二三
介護保険事業所番号	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
事業者の名称及び所在地 デイサービスセンターあつ たかいご東向陽台 黒川郡富谷町東向陽台一丁 目三番六号	事業者の名称及び所在地 困炉裏庵たかもり 仙台市泉区高森三丁目四番 地三百三十一	事業者の名称及び所在地 きらくの里 巨理郡巨理町荒浜字上新田 六十三番地	事業者の名称及び所在地 ハローカイゴ鶴ヶ谷デイサ ビスセンター 仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁 目八番十号
申請者名 株式会社インブルーブ	申請者名 宮城県高齢者生活協同組 合	申請者名 株式会社季楽	申請者名 株式会社介護・人材情報 センター
指定年月日 平成二十一年 一月一日	指定年月日 平成二十一年 一月一日	指定年月日 平成二十一年 一月十五日	指定年月日 平成二十一年 一月十五日

〇四七二四〇〇四八〇	株式会社サンキ	平成二十一年 一月十五日
------------	---------	-----------------

三 介護予防福祉用具貸与

〇四七五二〇二九〇一	〇四七二一〇〇三七〇
介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
事業者の名称及び所在地 株式会社日本現像所サンタ スク事業部 仙台市青葉区宮町二丁目三 番十一号サニールビル一〇一 号	事業者の名称及び所在地 有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六 号
申請者名 株式会社日本現像所	申請者名 有限会社相馬屋家具店
指定年月日 平成二十一年 一月一日	指定年月日 平成二十一年 一月十五日

四 特定介護予防福祉用具販売

〇四七五二〇二九〇一	〇四七二一〇〇三七〇
介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
事業者の名称及び所在地 株式会社日本現像所サンタ スク事業部 仙台市青葉区宮町二丁目三 番十一号サニールビル一〇一 号	事業者の名称及び所在地 有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六 号
申請者名 株式会社日本現像所	申請者名 有限会社相馬屋家具店
指定年月日 平成二十一年 一月一日	指定年月日 平成二十一年 一月十五日

〇宮城県告示第二百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

変更前	変更後	変更前	変更後
〇四七三三〇〇〇四九	〇四七三三〇〇〇四九	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
事業者の名称 タイヘルパーステー ション女川	事業者の名称 ばんがきん介護セン ターヘルパーステー ション女川	事業者の所在地 社鹿郡女川町鷲神浜字 丸山八番地五	事業者の所在地 社鹿郡女川町女川浜字 女川三百二十一
変更年月日 平成二十一年 十月二十日	変更年月日 平成二十一年 十月二十日		

変更前	〇四七五四〇一七九〇	セントケア太白	仙台市太白区富沢二丁目十番二十号バル七一〇一号	平成二十一年一月十七日
変更後			仙台市太白区西多賀三丁目八番十二号	

○宮城県告示第二百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	〇四七〇二〇一六四一	事業者の名称及び所在地	セントケア石巻西石巻市前谷地字二間掘七十六番地	申請者名	セントケア宮城株式会社	廃止年月日	平成二十年十二月三十一日
〇四七二四〇〇二七四	ふつと・ケアサービス有限会社 巨理郡山元町坂元字館下七十五番地二	ふつと・ケアサービス有限会社	平成二十一年一月一日				
〇四七二二〇〇四〇一	さくらホームヘルパーステーション 柴田郡大河原町金ヶ瀬字白坂二十七	社会福祉法人すばる	平成二十一年一月三十一日				
〇四七五五〇一八九六	ジャパンケアサービスハッピーション 仙台市泉区南光台東一丁目五十二番十八号千葉茂ビル一〇三号	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十一年一月三十一日				

二 通所介護

介護保険事業所番号	〇四七五二〇一八六九	事業者の名称及び所在地	デイサービスセンターにこトピア萩野町 仙台市宮城野区萩野町二丁目八番十二号	申請者名	株式会社サンメディック	廃止年月日	平成二十一年一月三十一日
-----------	------------	-------------	--	------	-------------	-------	--------------

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	〇四七五二〇一七九〇	事業者の名称及び所在地	ヘルスレント花京院ステーション 仙台市青葉区本町二丁目十二番二	申請者名	三恵商事株式会社	廃止年月日	平成二十一年一月三十一日
-----------	------------	-------------	------------------------------------	------	----------	-------	--------------

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	〇四七五二〇一七九〇	事業者の名称及び所在地	セントケア太白	申請者名	三恵商事株式会社	廃止年月日	平成二十一年一月三十一日
〇四七五二〇一七九〇	ヘルスレント花京院ステーション 仙台市青葉区本町二丁目十二番二	三恵商事株式会社	平成二十一年一月三十一日				

○宮城県告示第二百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四七二五〇一五二〇	事業者の名称	居宅介護支援事業所 リベラ	事業者の所在地	大崎市田尻字北大杉六番一号	変更年月日	平成二十年十一月一日
〇四七〇三〇〇四六八	居宅介護支援事業所 診療舎	大崎市田尻字北大杉八十五番十八号	平成二十年十二月一日				
〇四七五二〇一七九〇	指定居宅介護支援事業所 業所漂	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十一年一月十七日				
〇四七五二〇一七九〇	セントケア太白	塩竈市伊保石二十一番地一					

○宮城県告示第二百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七二八〇〇三五八	介護支援センター106 加美郡加美町裏百五十五番地三	株式会社タチバナ薬局	平成二十一年一月二十二日
〇四七五二〇一八六九	デイサービスセンターにこ トピア萩野町 仙台市宮城野区萩野町二丁目八番十二号	株式会社サンメディック	平成二十一年一月三十一日
〇四七五四〇一四五一	居宅介護支援センター和み 園 仙台市太白区柳生字田中七番二号	株式会社オリジンケア	平成二十一年一月三十一日

○宮城県告示第二百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

変更前	変更後	変更前	変更後	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
	〇四七五四〇一七九〇		〇四七三三〇〇〇四九		ぱんぶきん介護センター ハルパーステー ション女川	牡鹿郡女川町鷲神浜丸 山八番地五 女川三番二十一 女川三番二十一	平成二十年十月二十日
		〇四七五二〇一八六九			セントケア太白	仙台市太白区富沢二丁目十番二十号 バル七一〇一 号 仙台市太白区西多賀三丁目八番十二号	平成二十一年一月十七日

○宮城県告示第二百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年三月二十七日

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七〇二〇一六四一	セントケア石巻西 石巻市前谷地字二間掘七十 六番地	セントケア宮城株式会社	平成二十一年二月三十一日
〇四七二四〇〇二七四	ふつと・ケアサービス有限 会社 亘理郡山元町坂元字館下七 十五番地二	ふつと・ケアサービス有 限会社	平成二十一年一月一日
〇四七五五〇一八九六	ジャパンケアサービスハッ ピィ 仙台市青葉区南光台東一丁目 五十二番十八号千葉茂ビル 一〇三号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成二十一年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七五二〇一八六九	デイサービスセンターにこ トピア萩野町 仙台市宮城野区萩野町二丁 目八番十二号	株式会社サンメディック	平成二十一年一月三十一日

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七五二〇一七六	ヘルスレント花京院ステ ーション 仙台市青葉区本町一丁目十 二番二	三恵商事株式会社	平成二十一年一月三十一日

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七五二〇一七六	ヘルスレント花京院ステ ーション 仙台市青葉区本町一丁目十 二番二	三恵商事株式会社	平成二十一年一月三十一日

○宮城県告示第二百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、松島公園（駐車場）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月十七日次のとおり委託した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

陽光ビルサービス株式会社

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営勝負沢地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年三月二十七日から平成二十一年四月二十三日まで

三 縦覧場所

大和町役場

○宮城県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

田尻第二地区

二 処分の年月日

平成二十一年三月二十三日

○宮城県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

出来川右岸地区

二 処分の年月日

平成二十一年三月二十三日

○宮城県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

石巻市網地浜栗ヶ崎二五の一、一〇四の一、一〇四の三、一〇四の七、一〇四の一五、一〇六の一、浪入田四七の一、四七の二、山居沢二の一、二二の一、長渡浜杉一三の一、水尾九六の一、清水五〇の一、五〇の七、惣四三〇の一、加知免三五の一、三五の一九、猫泣九二の二、五味尻八

一の一

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

間伐に係るものは次のとおりとする。

間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町小長根 三三・三三八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）三三八の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公共施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年三月十九日

二 商号又は名称等

田畑総合住建 田畑 忠夫	黒川郡大郷町粕川字新 砂河原二百一・一	建設業 許可番号 般・十五 第三千三百十五号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類 全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 管工事業	平成二十一年 二月二十六日
-----------------	------------------------	---------------------------------	--	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

株式会社みちのく造園 石母田 正芳	石巻市蛇田字小斎四	般・十五 第三千七百三十号	全部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十一年 二月十六日
株式会社トウリ 岩佐 勝	仙台市青葉区上杉一丁目一・三十七キタツクビル	般・十六 第一万五千七百四十三号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十一年 二月十九日
大壽建設株式会社 村田 壽和	仙台市宮城野区扇町七丁目一・四	般・十七 第八千三百八十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十一年 二月二十七日
今茂工務店 今野 裕	栗原市築館字下宮野町百五十四・二	般・十七 第七千五百三十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 ほ装工事業 内装仕上工事業	平成二十一年 二月二十三日
株式会社たらさわ建築 棕澤 武義	仙台市若林区卸町五丁目一・七	般・十八 第七千五百五号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十一年 二月二十三日
八巻建築工業所 八巻 銀一	黒川郡大郷町大松沢字中斉の場宅地十一・四	般・十六 第六千二百七十八号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十一年 二月二十四日

○宮城県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大和幡谷線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大郷町粕川字新榎木町六番二地先から	前	五・〇〇	三、七〇二・九	
	後	五・五〇	三、七〇二・九	
同郡同町粕川字道南三〇五番地先まで	前	五・五〇	三、七〇二・九	
	後	五・五〇	三、七〇二・九	
黒川郡大郷町粕川字新砂河原二〇九番三地先から	前	五・五〇	三、七〇二・九	
	後	五・五〇	三、七〇二・九	
同郡同町粕川字道南二八〇番地先まで	前	五・五〇	三、七〇二・九	
	後	五・五〇	三、七〇二・九	

○宮城県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利府松山線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考

○宮城県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の 路 線 名	供 用 開 始 の 区 間			供用開始年月日
	後 A	B	前 A	
黒川郡大郷町粕川字道南三〇四番地先から 同郡同町粕川字新一七番一地先まで	一四・〇〇 四・五〇	五・〇〇 二・四〇	一三・五〇 四・五〇	平成二十一年三月二十七日
黒川郡大郷町粕川字新榎木町六番二地先から 同郡同町粕川字道南三〇五番地先まで	一、七四〇・〇	三、二六五・九	一、七四〇・〇	平成二十一年三月二十七日

○宮城県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の 路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
利府松山線	黒川郡大郷町粕川字道南二七九番地先から 同郡同町粕川字道南三三三番地先まで	平成二十一年三月二十七日

○宮城県告示第二百八十四号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

道路占用料規程の一部を改正する告示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十六号を第二十七号とし、第二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中、「昭和二十七年政令第四百七十九号」第十九条を「第十八条」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の七第一項に規定する応急仮設住宅

第三条第一項第三号中、「パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局」の下に、「その他これに類する小型の無線基地局」を加え、「四百九十五円」を「三百三十円」に、「三百十円」を「二百八十五円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の道路占用料規程の規定は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

○宮城県告示第二百八十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川阿武隈川水系白石川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県大河原土木事務所においてこれを公表する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百八十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川名取川水系増田川圏域河川整備計画（知事管理区間）を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所及び宮城県仙台地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
伊原津沢	土石流	石巻市湊及び同市伊原津一丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
鹿妻沢の2	土石流	石巻市湊及び同市鹿妻北三丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防
鹿妻	急傾斜地の崩壊	石巻市湊及び同市鹿妻北一丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防
鹿妻の2	急傾斜地の崩壊	石巻市湊及び同市伊原津一丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防
鹿妻の3	急傾斜地の崩壊	石巻市湊（次の図のとおり）		宮城県土木部防
伊原津の1	急傾斜地の崩壊	石巻市湊及び同市伊原津一丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防
伊原津の2	急傾斜地の崩壊	石巻市湊及び同市伊原津一丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防
立石の1	急傾斜地の崩壊	石巻市湊（次の図のとおり）		宮城県土木部防
女川浜日藤	土石流	牡鹿郡女川町女川字日藤（次の図のとおり）		宮城県土木部防
清水町沢	土石流	牡鹿郡女川町清水町（次の図のとおり）		宮城県土木部防
尾羽白沢	土石流	牡鹿郡女川町清水町（次の図のとおり）		宮城県土木部防
水穴1号沢	土石流	牡鹿郡女川町清水町（次の図のとおり）		宮城県土木部防
旭ヶ丘沢	土石流	牡鹿郡女川町旭ヶ丘（次の図のとおり）		宮城県土木部防
清水町	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町清水町（次の図のとおり）		宮城県土木部防
新田の1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町女川字新田（次の図のとおり）		宮城県土木部防

新田の2	急傾斜地 の崩壊	杜鹿郡女川町女川字新田(次の図のと おり)
------	-------------	--------------------------

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鹿妻沢の2	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の所在地	建築物の構 造の規制に 必要な衝 撃に 関する事 項	縦覧場所
土石流		石巻市湊及び同市鹿妻北三丁目(次の 図のとおり)	次の図のと おり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百八十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四條において準用する同法第十二條第五項の規定により、仙台塩釜港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 廃止する港湾施設の種類及び名称

1 種類 港湾環境整備施設

2 名称 みなと公園

二 位置

仙台市宮城野区港三丁目地内

三 数量

面積 三七、一二九平方メートル

四 廃止年月日

平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第二百九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷町大清水土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡富谷町富谷字大清水上三十五番地の五十三

三 設立認可の年月日

平成二十二年十月二十三日

四 変更の内容

事務所所在地

(変更前) 第五条 この組合の事務所は、富谷町富谷字大清水上三十五番地の五十三に置く。

(変更後) 第五条 この組合の事務所は、富谷町大清水二丁目一番地一に置く。

五 変更認可の年月日

平成二十一年三月十九日

○宮城県告示第二百九十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所所在地

角田市角田字大坊四十一番地

三 設立認可の年月日

平成七年六月十二日

四 変更認可の年月日

平成二十一年三月十九日

○宮城県告示第二百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町吉岡南第二土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年十一月五日

四 変更認可の年月日

平成二十一年三月十九日

○宮城県告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道事業

2 名称 石巻市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成四年宮城県告示第三百号、平成四年宮城県告示第三百一十号、平成六年宮城県告示第千五百

十八号、平成十年宮城県告示第四百一十号、平成十年宮城県告示第四百五号、平成十五年宮城県告示第百七十五号の事業地に、石巻市蛇田字新谷地前及び門脇字二番谷地を加える。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「石巻市蛇田字新丸井戸三十九番二十五号」を「石巻市蛇田字新金沼三百四十一番地」に改める。

別表第三第一号の表株式会社北日本銀行の項中

「南小泉支店 仙台市若林区中倉二丁目一番三十二号 県庁支店」を

「南小泉支店 仙台市若林区遠見塚二丁目一番二十三号 県庁支店」に改める。

附 則

この告示中別表第三第一号の改正規定は平成二十一年三月二十七日から、その他の改正規定は同年四月十三日から施行し、改正後の別表第三第一号の規定は、同年二月二十三日から適用する。

○宮城県告示第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年三月二十七日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 土 井 敏

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年三月十八日	村上 敏幸	刈田郡蔵王町大字小村崎字狐塚二十四番地一	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十一年三月二十七日

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十一年度税務総合管理システム運用管理業務 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 (総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

三 契約の相手方を決定した日 平成二十一年三月十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 三千八百八十万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年三月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町吉岡字西原七番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区上谷刈一丁目五番八号
e・土地開発株式会社

議 会

○宮城県議会訓令甲第一号

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

宮城県議会議長 橋 長 偉

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成十六年宮城県議会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「別表第一」を「別表」に改める。

第七条第三項中「様式第十一号」の下に「及び様式第十一号の二」を加える。

第八条の見出し中「簡便計算方法等」を「支出額算定方法」に改め、同条第一項中「簡便計算方法として」を削り、「別表第一各号のいずれかの方法により」を「県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成十二年宮城県条例第九十五号)第六条(第五項を除く)の規定の例により」に改め、同項

ただし書を削り、同条第二項中「のうち、事務所費、事務費及び人件費」を削り、「按分の率を二分の一として計算した額」を「当該費用に二分の一を超えない範囲の按分率を乗じて得た額」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

様式第十一号の次に次の様式を加える。

様式第11号の2 (第7条関係)

政務調査実績報告書 (政務調査活動記録簿)

審査基準

- ・調査目的が県政の課題に関わること。
- ・政務調査費の使途基準に合致すること。

会派名 _____

議員名 _____

調査年月日	平成 年 月 日	支 払 額	円	移 動 距 離	km
-------	----------	-------	---	---------	----

幹 事 長	経 理 責 任 者

目 的 地		所要時間	相手方等	調 査 目 的	調 査 内 容
市町村名等	場所 (会場等)				

(注1) 移動距離は、自家用自動車で政務調査活動を行った場合に記載すること。

(注2) 幹事長とは、会派が定める幹事長をいい、経理責任者とは、会派が定める政務調査費経理責任者をいう。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号(第7条関係)

領収書等添付票

審査基準

- ・調査目的が県政の課題に関わること。
- ・政務調査費の用途基準に合致すること。

幹 事 長	経 理 責 任 者

使 途 項 目	按 分 率
整 理 番 号	政務調査費支出額
領収書その他の証拠書類の添付欄	

(注1) 按分による支出がある場合は、所定の欄に按分率及び政務調査費の支出額を記載し、余白に按分率の積算根拠を記載すること。

(注2) 幹事長とは、会派が定める幹事長をいい、経理責任者とは、会派が定める政務調査費経理責任者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定はこの訓令の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

○宮選挙法第44条第4号

平成七年宮選挙告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十七日

宮城県選挙管理委員会

委 員 長 佐 藤 健 一

専任の中心センターの項の次に次のように加える。

兼原市高清水地区中心センター 同 市高清水五輪二九番地一

監査委員

○宮城県監査委員告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した「公社等外郭団体における出資金、委託金、補助金等の管理状況について」に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成21年3月27日

宮城県監査委員 嶋 山 和 純

宮城県監査委員 袋 正

宮城県監査委員 遊 佐 勲左衛門

宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務が適正及び経済性・効率性・有効性の観点から執行されているかについて監査を実施するものである。

第2 監査の対象及び目的

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果
 団体では、これまで経営健全化に向け、退職者の未補充など人員削減等を実施しており、近年は団体独自の新たな大型造成事業への対応が困難な状況となっている。このため、大和リサーチパーク用地及び仙台北部中核都市奥田地区工業用地等の新たな造成事業に伴い、平成19年度中に5名、平成20年9月に2名を増員し、調査時点では7名の県職員を派遣していた。

保有土地の販売促進等に向け、関係課（産業立地推進課等）と協力し、情報交換しながら、積極的に販売活動の支援を行ったとしている。

今後は、新たな経営健全化計画の見直しに向けた取り組みが着実に進むよう、随時指導を行うとともに、団体の経営安定に向けた運営方法等についても検討を重ねながら、保有土地の販売促進に向けて、支援していくとしている。

また、県が団体の事業資金債務保証をしているため、造成土地の早期処分に向け、引き続き関係機関と連携を図ることや土地分譲等成約報酬制度の周知・活用等について、助言・指導としている。

なお、今後の大規模な土地取得に関する県の子定は聞いていないとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 県の債務保証額が183億円余りに上っている。これは、健全化法で言う県の将来負担比率を押し上げており、債務保証額を軽減する方向で指導・助言する必要がある。

ロ 団体では保有する現金・預金等を運転資金としているが、運転資金は事業計画を立てた上で、それに見合った額とすべきである。土地造成事業だからといって、運転資金に約10億円が必要かどうか、団体に改めて検討させてはどうか。

ハ 県は、大崎市三本木に所在する「保健医療福祉中核施設用地（いわゆる三本木用地）」など、長期保有地の活用方針の検討を進め、早期に結論を出す必要がある。

ニ 団体が先行取得した「三本木用地」は、県が買い取るものになっており、時価評価額を調査していいいことが認められた。「三本木用地」について、今後の土地利用等を検討する際には、時価の把握が必要不可欠である。

ホ 他県においては、土地開発公社を廃止する動きも見られる。県において今後の大規模な土地取得の予定がなく、かつ、団体が保有する販売土地が大幅に減少すれば、団体の廃止に向けた検討も必要である。

2 企画総務課：株式会社 東北ハンドレッド

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団体名	株式会社 東北ハンドレッド (平成20年6月1日「株式会社ベカルタ 仙台」へ改称)		県の組織存廃方針	存続
設立	平成6年10月7日	県の支援区分	自立支援	
資本金 (減資後)	23億2,850万円 (4億5,384万円)	所在地	仙台市青葉区	
職員数	常勤役員2人、常勤職員14人	県出資額・率	5億8,200万円・24.9% (1億1,343万円・24.9%)	

出資目的 (設立目的)	仙台市をホームタウンに宮城県を基盤とするフロサッカーチーム「ベカルタ仙台」を地域共有の財産とし、県民・企業・行政が一体となった支援を行うことにより、青少年の健全育成、豊かなスポーツ文化の振興、地域活性化を推進する。			
主な事業	フロサッカーチーム「ベカルタ仙台」の運営、サッカーその他各種スポーツを通じた地域社会への貢献のための事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満助成)	補助金	2,000万円		
剰余金・欠損金等 (100万円未満助成)	繰越欠損金	18億7,400万円	減資により解消 (H20. 5. 29)	

注) 主な出資者は、宮城県、仙台市、東日本ハウス㈱である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

県担当課では、「ベカルタ仙台」は、地域の共有財産として、スポーツ文化の向上や青少年の健全育成に寄与しているほか、地域一体感の醸成や経済活性化の面で大きく貢献しており、存続が必要な団体と認識している。

事業費が下降傾向にあるのは、戦力補強の分野なども含め、“身の丈”に合った経営に努めたためである。

団体には巨額の繰越欠損金があったが、平成20年5月末の減資により、解消された。団体はフロサッカーチームを運営する民間会社であるが、県は、「無償減資」及び「自主的な運営基盤の確立に向けた経営改善」について指導・支援を行ってきたとしている。

今後は、中期ビジョン及び中期経営計画の着実な実施により、自主的な経営が行われるよう指導・助言を行っていくとしている。

減資により経営健全化が見込まれることから、平成21年度以降、財政的関与はしない方向で検討している。また、官民一体の地域支援組織「ベカルタ仙台ホームタウン協議会」への参画を通じて、支援を継続している。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体は繰越欠損金を解消するため減資を行ったが、このことは、県の出資金、すなわち県民の財産が失われたことに他ならない。県は出資者の立場から、このような事態を招かないよう、団体の経営に積極的に関与し、財務状況を把握するとともに、指導・助言する必要がある。

ロ 団体はプロスポーツ運営会社である。チームは地域社会に貢献していることは評価するが、行政が補助金によって運営を支援することは望ましい状況とは言えない。「ベガルタ仙台ホームタウン協議会」への支援についても、広く県民のスポーツ振興を図ることになるように配慮すること。

ハ 先ごろ、民間から社長が就任したので、その経営手続に期待する。

3 総合交通対策課：仙台臨海鉄道株式会社

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団体名	仙台臨海鉄道株式会社		県の組織存続方針	存続
			県の支援区分	自立支援
設立	昭和45年11月7日	所在地	仙台市宮城野区	
資本金(基本金)	7億2,000万円	県出資額・率	2億4,000万円・33.3%	
職員数	常勤役員4人、常勤職員91人			
出資目的(設立目的)	仙台港及びその背後の工業地帯と全国鉄道網を結ぶ唯一の貨物鉄道として、仙台港地区の発展に寄与する。			
主な事業	鉄道事業、日本貨物鉄道㈱からの委託業務、貨物自動車運送事業など			
県からの財政的支援(100万円未満割捨て)				
	剰余金等	12億6,500万円	運用資金(投資有価証券)	
剰余金・欠損金等(100万円未満割捨て)	(内訳) 別途積立金 繰越利益剰余金	10億円 2億6,500万円	現金・預金等	

注) 主な出資者は、宮城県、日本貨物鉄道㈱、三菱マテリアル㈱である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体は、財務状況が良好と見られており、県からの財政的支援及び職員の派遣は、行われていない。当期利益のうち、営業外収益(有価証券利息・受取配当金)が大きく増加しているが、本業の鉄道事業は赤字となっている。

剰余金のうち2億円余りを運転資金に充てている。また、別途積立金は団体の「設備投資

10ヵ年計画」(平成19～28年度)によると、設備更新に6億2,800万円余りを充てることにしている。

団体では、職員のスキルアップが喫緊の課題であり、長期的には技術継承の面から後継者育成が課題となっている。

最近では、自動車輸送から環境負荷の小さい輸送手段である貨物鉄道輸送への転換(モーダルシフト)を積極的に提案し、一般貨物の取扱量の増加と経営全般の効率化や経費削減等に取り組んでいる。具体的には、「R貨物宮城野駅の補完機能として、仙台臨海鉄道の活用を日本貨物鉄道㈱へ働きかけている。管理部門のスリム化として、平成18年度2名、平成19年度1名の減員を行っている。

県としては今後とも、出資者の立場から必要な助言を行っていくとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体の本業である鉄道事業が赤字で、資産運用益によって黒字を計上している状況が認められた。このことは本来の姿とは言えず、鉄道事業での黒字化を目指す必要がある。

ロ 剰余金が12億円余りに上っていることから、株主への配当についても考慮するように指導することが望まれる。

ハ 剰余金を株主に配当しないことや、新たな設備更新計画など、内部留保の使途について、一層の説明責任を果たすよう指導する必要がある。

4 廃棄物対策課：財団法人 宮城県環境事業公社

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団体名	財団法人 宮城県環境事業公社		県の組織存続方針	存続
			県の支援区分	自立支援
設立	昭和52年4月1日	所在地	仙台市青葉区	
資本金(基本金)	1億3,000万円	県出資額・率	5,000万円・38.5%	
職員数	常勤役員2人、常勤職員19人			
出資目的(設立目的)	廃棄物の処理及び再生に関する事業を行うことにより、良好な環境を維持し、もって県民の健康な生活に寄与する。			
主な事業	廃棄物処理事業、廃棄物斡旋・再資源化推進事業など			
県からの財政的支援(100万円未満割捨て)				

剰余金等 (100万円未満処理)	剰余金等 (内訳) 退職給付引当資産 特定災害防止準備資産 維持管理積立資産 埋立維持管理積立資産 施設整備積立資産 管理事務所建設等積立資産 公益事業促進資金積立資産	56億300万円	特定資産など
		1億8,500万円 15億1,200万円 3億5,600万円 12億7,600万円 13億500万円 4億4,000万円 6億6,100万円	当期末退職給付の要支給額 埋立終了後の維持管理費用 " " " " 埋立期間中の施設整備費用 管理事務所建設等費用 公益事業費用

注) 出資者は、環境事業公社(自己資金)と、宮城県(出資金)である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体は、財務状況が良好で自立しており、県からの財政的支援及び職員の派遣は行われていない。

小鶴沢処理場での埋め立てが可能なのは平成32年までで、埋め立て終了後20年間の維持管理が必要であり、団体ではこの期間にかかる維持管理費用を56億7,000万円と試算している。

平成19年度末の積立金総額は、31億4,400万円であり、今後25億円程度の積立を必要としている。

県内唯一の大規模管理型最終処分場としての役割を果たすことと、埋立終了後に必要とされる維持管理費用が確実に積立できるよう、今後とも指導・助言していくとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体は、「公共関与による産業廃棄物処理施設設置運営主体」として、県の関与を背景に、その信用力をいわば利用してきたと言える。団体の特定資産の運用益は、年間4,500万円に達している。埋め立て終了後の維持管理費は、直ちに支出しなければならぬものではない。

現在の県の財政状況を考慮して、団体には、設立以降支援をしてきた県に対して、財政的な貢献について検討するよう働きかけてはどうか。

ロ 団体が保有する埋立終了後の維持管理費用などの特定資産を県の財政に組み入れることに関し、県担当課では、資産の処分は団体設立の経緯や法令による規制があるとして、極めて慎重な立場をとっている。

しかし、県担当課にあつては、法令制定当時と社会情勢も大きく変わっていることなどから、所要の法改正等についても、関係機関に働きかけていくことが必要である。

ハ 常例検査について、検査は毎年1回以上(団体数が著しく多数の場合でも3年に1回)行うこととされているが、平成14年度以降は、平成19年度に実施されており、5年間隔となったことが認められた。規定に従った期間で実施すべきである。

5 社会福祉課：社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	県の組織存続方針	存続
		県の支援区分	改善支援
設 立	昭和27年5月17日	所 在 地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	1,100万円	県出資額・率	1,000万円・90.9%
職 員 数	常勤役員2人、常勤職員313人		
出 資 目 的 (設立目的)	宮城県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化、福祉サービス利用者の健やかな育成及び能力に応じた地域生活支援並びに高齢者の健康と生きがいづくり促進により、地域福祉の推進を図る。		
主 な 事 業	社会福祉法に基づく社会福祉事業、高齢者の生きがい対策事業など		
県からの財政的支援 (100万円未満処理)	委託金	29億7,800万円	指定管理者委託料ほか
	補助金	4億8,400万円	退職金助成補償ほか
剰余金等 (内訳) 社会福祉振興基金 ホラソングアイデア基金 いさいき高齢者交際基金 運用財産基金 その他の積立金	剰余金等	39億7,700万円	特定積立金や生活福祉資金原資等
		1億8,500万円 8億2,100万円 5億6,400万円 7億1,900万円 11億3,700万円	市町村社協との調整、連携事業 ホラソングアイデア活動に対する援助 生活福祉貸付金の貸付残高 退職手当積立準備金など

注) 基本金は、宮城県と岩沼市が出資した。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

県担当課では、本県における地域福祉の中核を担う団体として着実に成長しており、3団体(宮城いきいき財団、宮城県福祉事業団、(旧)宮城県社会福祉協議会)統合の成果として、人事交流による職員の質の向上、県補助金や人件費の節減などが図られたと評価している。

自立的経営基盤の強化を図るよう指導を続けてきた結果、自主事業に対する県からの補助金の額は、年々減少しつつあるとしている。

補助・委託金の執行状況及び成果の検証、補助金・委託金のあり方についても見直し、自主事業の効率的な実施など、自立した運営ができるよう、引き続き経営基盤の強化について指導・助言するとしている。

現在、団体では「経営企画委員会」を設立し、組織体制のあり方等を検討中であり、その結果等を踏まえて、今後の指導内容等を決定するとしている。

(2) 監査の所見・課題等

イ 団体が持つ基本金（県出資分）は、県が県立社会福祉施設の運営を委託する目的で、宮城県福祉事業団の設立のために出資したものである。現在、団体は、県立福祉施設の指定管理者となっており、基本金の組み入れ対象となる事業を行っている。しかし、県立社会福祉施設の運営にあたる指定管理者の選定には「公募制」が採られているため、団体だけが指定管理者であり続けるとは限らない。基本金については、公募制による指定管理者制度の導入に伴い、その取扱いを検討する必要がある。

ロ 社会福祉振興基金、ボランテニア基金、いきいき高齢者支援基金は、県の補助金などを原資として造成され、ここから生じる運用益を事業費の一部に充てている。これらに更に県補助金を加えて事業を実施しているが、将来に向け、団体が自立して事業活動できるように指導することが望まれる。

ハ 社会福祉事業振興資金貸付事業は、ここ3年間利用がない状況であるので、縮小または廃止の方向で検討してはどうか。

ニ 生活福祉資金及び離職者支援資金の貸付金に関して、償還が著しく遅延しているものが多数認められたので、改善を指導する必要がある。また、多額の貸付原資残高があるので、事業規模の検討についても指導が必要である。

ホ 県立社会福祉施設を民間移譲するに当たっては、移譲後も利用者が満足するサービスが提供されるよう環境整備を進めるとともに、サービスの質を維持・向上できる者を選定するよう努めること。

6 新産業振興課：株式会社 インテリジェント・コスモス研究機構

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団体名	株式会社 研究機構	県の組織存続方針	存続
	インテリジェント・コスモス	県の支援区分	改善支援
設立	平成元年2月10日	所在地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	60億9,300万円	県出資額・率	10億円・11.8%
職員数	常勤役員6人, 常勤職員13人		
出資目的 (設立目的)	「東北インテリジェント・コスモス研究機構」の戦略的推進組織として設立する。		
主な事業	国の政策と連携した産業創出支援事業、インキュベーション・コーディネート事業など		
県からの財政的	補助金	300万円	知的クラスター創成事業ほか

支援 (100万円未満割捨て)		
剰余金・欠損金等 (100万円未満割捨て)	繰越欠損金	23億6,300万円

注) 主な出資者は、東北電力㈱、宮城県、仙台市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体がやっている事業については、需要が多く、拡大傾向にあるとしている。団体に対しては、自動車関連の産学連携プロジェクトなど、県の産業振興施策について積極的に情報提供を行っていることから、県の施策を意識した事業展開が容易で、県の意向が反映されているとしている。

繰越欠損金が生じた主な原因は、資産運用において、外国債券の評価損によるものであるが、ユーロ円債は運用開始以来の長い目で見れば黒字で、債券銘柄についても一般的には優良銘柄と認識しているとしている。

また、株主総会への参加などにより、経営状況の把握に努めるとともに、投資有価証券評価損が大きい(3億6,400万円余り)ことから、運用のあり方について改善を求めているとしている。

団体では、投資有価証券運用の見直しにより、平成17年度以降3期連続で経常利益の黒字が図られているが、保有金融債券のうちユーロ円債の運用が、世界的な金融危機などの影響を受け、著しい評価損が発生し、欠損金の拡大を招いている。

このことから、団体には、「第 期宮城県公社等外郭団体改革計画」に係る改革への取り組みを着実に実施するよう指導するとともに、投資有価証券の適正な運用についての助言や一般管理費・人件費等の縮減など、より一層の財務体質の健全化の推進を求めていくとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 運用財産の評価損が発生しているが、資産運用はもとより財務全般に対する指導が必要である。

ロ 団体がやっているのは先端的な夢のある事業であるが、事業の評価を確実に行うとともに、その成果を地域産業の振興に貢献させるよう指導することが望まれる。

ハ 県は筆頭株主でないが、出資者としてより積極的な関与が必要である。

7 国際経済課：株式会社 仙台港貿易促進センター

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団 体 名	株式会社 仙台港貿易促進センター	県の組織存廃方針		当面の存続
		県の支援区分	改善支援	
設 立	平成7年12月4日	所 在 地	仙台市宮城野区	
資本金(基本金)	21億8,750万円	県出資額・率	7億1,000万円・32.5%	
職 員 数	常勤役員3人、常勤職員10人			
出 資 目 的 (設立目的)	仙台港地域において輸入促進基盤施設の整備を行い、本県の貿易の促進を図る。			
主 な 事 業	オプティス等の賃貸、県企業局持分の管理受託、県からの貿易関係啓発事業の委託、仙台国際貿易物流ターミナル賃貸事業など			
県からの財政的支援(100万円未満除く)	委託金	6,100万円	啓発事業、施設運営管理事業	
	賃借料	2,100万円	展示室の賃借料	
剰余金・欠損金等(100万円未満除く)	繰越欠損金	11億7,400万円		

注) 主な出資者は、宮城県、仙台市、中小企業基盤整備機構である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

繰越欠損金は建物の減価償却によって生じたもので、経営改善5カ年計画の策定やオプティス入居率の向上等について指導・助言を行ったとしている。

団体では、現在、経営上の諸課題に対する抜本的改革を実施しており、その改革を支援するため、県職員を短期間派遣する必要があり、平成20年12月に職員1名を派遣している。

団体の平成21年度からの単年度黒字化を目指し、物流関係も含めた幅広い観点からの改善について、指導・助言を行うとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 県は、累積赤字がかさみ経営改善が見込めない「仙台港国際ビジネスサポートセンター（通称：アケセル）」をどうするか、全庁的立場で在り方を検討するなど、経営方針を決める必要がある。

ロ 「アケセル」の3分の1を団体が、3分の2を企業局が所有している。このような区分所有の在り方が、経営改善に支障をきたしていることが認められた。このため、企画運営の一本化について、強力に検討を進める必要がある。

ハ 「アケセル」と「みやぎ産業交流センター（通称：夢メッセみやぎ）」の運営の一体化、さらには、組織統合について検討する必要がある。

ニ 県には、仙台港、その隣接地域の利活用を総合的に企画調整する機関がない。大型商業施設の進出や埠頭用地の新車集積専用化の動きなどから、関連団体や企業との連携により、新たな機関の設置を含め、総合的な利活用を検討する必要がある。

ホ 仙台市は県と同じく筆頭株主であるが、展示室の賃借を平成17年度末で打ち切っている。周辺環境も変わってきていることから、仙台市に事業への参画及び財政的支援を働きかけてもよいのではないか。

8 国際経済課：財団法人 みやぎ産業交流センター

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団 体 名	財団法人 みやぎ産業交流センター	県の組織存廃方針		存続
		県の支援区分	自立支援	
設 立	平成6年8月1日	所 在 地	仙台市宮城野区	
資本金(基本金)	17億7,900万円	県出資額・率	9億円・50.6%	
職 員 数	常勤役員2人、常勤職員8人			
出 資 目 的 (設立目的)	産業振興推進のための国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うことにより、宮城県産業界の振興に資するとともに、県民文化の向上に寄与する。			
主 な 事 業	見本市、展示会等の企画・開催、施設の管理運営、産業情報の収集・提供など			
県からの財政的支援(100万円未満除く)	交付金	700万円	指定管理者交付金	
	負担金	200万円	展示棟床面修繕負担金	
剰余金・欠損金等(100万円未満除く)	剰余金等	5億6,700万円		
	(内訳) 現金・預金等 減価償却引当資産 施設補修積立資産	2億3,300万円 1億5,700万円 1億7,700万円	経済情勢等の変化に対応 償却資産の買換え 大規模修繕等	

注) 主な出資者は、宮城県、仙台市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体の経営は安定している。施設は県の所有であるが、剰余金等を「減価償却引当資産・施設補修積立資産」に充てている。団体が指定管理期間中は、毎年5,500万円を県に納付することと、施設管理のための修繕（1件300万円以上、修繕種目を規定）については県が負担するという協定を結んでいる。

新規催事の誘致や稼働率向上に向けて、効率的な管理運営，サービス向上などの助言・指導を行っているとしている。

新公益法人制度では「一般財団法人」に区分される可能性が大きく、その方向で検討する必要があるとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体の主な業務は“管理業務”であることから、人員の削減などで経費削減を一層進めることが可能である。また、公益法人としては内部留保が多すぎるのではないかと。

ロ 施設補修積立資産を県に納付させているが、今後とも励行されるよう指導するとともに、なお一層の県財政への貢献を指導されたい。

ハ 団体が指定管理者を継続できるように更に事務改善を行うとともに、事業の積極的拡大と充実に努めるなど、他の公社等の模範となることを期待する。

ニ 北海道・東北地方で最大の面積を誇る展示場を活かし、新規催事の誘致や顧客の獲得など積極的な営業活動の展開が必要である。

ホ 隣接する土地の活用において、場当たりの利用が認められた。これは、仙台国際貿易港周辺地域の土地や施設利用を、計画的かつ総合的に調整する機関がなかったことに他ならない。調整機能を担う機関の設置を検討する必要がある。

9 農業振興課：社団法人 宮城県農業公社

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団体名	社団法人 宮城県農業公社		県の組織存廃方針		存続
			県の支援区分	重点改善支援	
設立	昭和45年12月11日		所在地	仙台市青葉区	
資本金(基本金)	12億2,020万円		県出資額・率	7億7,060万円・63.2%	
職員数	常勤役員2人、常勤職員46人				
出資目的(設立目的)	農業経営の安定を図るため、農地保有の合理化・農畜産業の振興に関する事業及び農地等の保全に関する事業を行い、もって宮城県の農業の健全な発展に寄与する。				
主な事業	農地保有合理化事業、畜産環境総合補助事業、農業農村整備事業関連委託事業など				
県からの財政的支援(100万円未満相当)	委託金	3億2,000万円	牧場管理運営	肉用牛資源供給他	
	補助金	6億6,800万円	畜産環境整備事業	他	
	貸付金(残高)	400万円	農業生産法人出資育成事業	資金	
	損失補償(残高)	11億4,000万円			

繰越欠損金	7億1,600万円
剰余金・欠損金等(100万円未満相当)	

注) 主な出資者は、宮城県、農畜産業振興機構、市町村である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

平成19年度は「中期経営改善計画策定」のため、「公社経営改善検討委員会」等に参加するなどして、経営の改善に向けた、指導・助言を行ったとしている。

団体の未収金は、農地保有合理化事業に伴う農地売買代金や貸付金等である。平成15年度の年度末残高は、5億8,663万円だったが、平成19年度末残高は、1億6,971万円まで縮減していることが認められた。

団体が行う農地保有合理化事業、優良肉用子牛の生産・配布事業、自給飼料の増進・利用促進事業等は、農政施策上、重要な役割を担っていることから、県としても必要な事業支援を行っていく考えである。

今後は、団体自身に自立的な運営を図るための経営努力を、これまで以上に強力求めていくとしている。具体的には、繰越欠損金の解消であり、「経営改善計画」の進捗状況の把握と経営改善のための指導・助言であるとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 多額の繰越欠損金が生じており、健全な経営を行ってきたとは言いがたい。経営改善計画は、団体の存続、現組織の維持といった考え方で作られ、県の融資や補助を受けるという依存的内容となっており、抜本的な改善を指導する必要がある。

ロ 団体の事業分野が、農地保有合理化事業、畜産事業、牧場事業などにわたり、各事業の経営改善に当たっては、専門的な支援・指導が必要である。

ハ 使命が終わった事業はないか、団体でしかできない事業なのか、各事業の評価と必要性を吟味し、団体の在り方について根本から検討する必要がある。

10 農業園芸環境課：社団法人 みやぎ原種苗センター

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団体名	社団法人 みやぎ原種苗センター		県の組織存廃方針		存続
			県の支援区分	自立支援	
設立	平成4年1月27日		所在地	岩沼市	
資本金(基本金)	9億円		県出資額・率	5億円・55.6%	
職員数	常勤役員1人、常勤職員12人				

出資目的 (設立目的)	農家からの需要に迅速に対応できる優良種苗の生産供給体制を確立するとともに、その栽培管理等の指導体制を強化し、品質及び生産性の優れた競争力のある本県農業の構築に資するため設立された同法人への助成策の一環。		
主 な 事 業	主要農作物種子対策事業、農産物流通改善対策事業、主要農作物原種・原産種の生産作業業務受託、園芸種苗の生産供給と普及推進など		
県からの財政的 支援 (100万円未満加増で)	委託金	3,200万円	原種・原産種生産作業業務
	補助金	1,100万円	みやぎ米情報ネット整備事業
	剰余金等	2億7,100万円	
剰余金・欠損金等 (100万円未満加増で)	(内訳) 特定資産 その他の固定資産 剰余金	1億2,200万円 2,600万円 1億2,300万円	施設設備積立資産他 備品他 車両機械・器具 主要農作物種子更新経費、次年度予算へ充当他

注) 基本金は、宮城県(出資金)、全国農業協同組合連合会宮城県本部などが出資した。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

県担当課では、団体での技術指導や水稻一部品種の晩期栽培の実施、薬剤抵抗性病害虫発生抑制のための使用農薬制限等について、県の意向や指導が良く反映されたとしている。総会、理事会等へのオプサーバーとしての出席や事業推進事務局会議への参加、法人検査等をとおして、団体の自立運営について支援しているとしている。

県職員の派遣については、平成17年度から「みやぎ米情報ネット整備事業」の運営支援のため、1名を派遣していたが、事業が完了したことにより、平成19年度未で引き上げていた。今後の派遣予定は、現時点ではないとしている。

今後は、新公益法人制度の施行に伴い、団体が公益法人として、新しい法人へ移行出来るよう適切な指導・支援を行いたいとしている。

団体の内部留保は、年間事業費・管理費(およそ2億円)の30%を上回る9,000万円となっている。その活用方法として、団体では、冷害等に備えて備蓄している主要農作物(稲・麦・大豆)の残量処理経費であるとし、当面、取扱手数料の値上げが難しいことから、不足分を内部留保から充当していくとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体の理事長を知事が務めている。団体設立当初の必要性は認めても、現在はその役割は終えたと考える。知事の充て職が非常に多く、知事が総会に出席できないという弊害も少なくない。見直すよう指導する必要がある。

ロ 団体は、発足してから16年を経過し、運営も安定しており、発足当時必要とした基金の

役割は全うしたのではないかと考える。県担当課では、県の出資金の果実をもって会費相当分と解釈していたが、このたびの新公益法人制度による移行手続きを機会に出資金を清算して、以後は、県も会費を負担し、会費で運営するという社団法人としての本来の形態を検討してはどうか。

ハ 団体は、公益法人であり税制面で優遇されている。一定水準以上の内部留保を持つことは適切とは言えない。

11 畜産課：石巻埠頭サイロ株式会社

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度未現在)

団 体 名	石巻埠頭サイロ株式会社	県の組織存続方針	存続
設 立	昭和43年4月23日	県 の 支 援 区 分	自立支援
資本金(基本金)	2億8,340万円	所 在 地	石巻市
職 員 数	常勤役員3人、常勤職員25人	県出資額・率	6,500万円・22.9%

出 資 目 的 (設立目的)
飼料原料を安定的に供給することにより、畜産の振興に寄与する。

主 な 事 業
飼料用原料の搬入、保管、搬出に係る事業

県からの財政的 支援 (100万円未満加増で)			
剰余金・欠損金等 (100万円未満加増で)	剰余金等	32億4,400万円	
	(内訳) 設備更新積立金 任意積立金 繰越利益剰余金	25億7,500万円 4億5,900万円 1億4,000万円	金銭配当、設備更新積立金

注) 主な出資者は、全国農業協同組合連合会、宮城県、北日本くみあい飼料㈱である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体は、当期利益1億3,000万円前後を安定的に計上している優良会社である。当期繰越利益剰余金から期末配当として、2,834万円を株主に配当している(宮城県には650万円の配当があった。)

飼料原料の安定的な供給に関して、県の意向等を総会時期に合わせて会社側に伝えており、その意向等が良く反映されていると評価している。

全農の主たる飼料工場が石巻市内にあり、立地上のメリットから経営状況も良好であり、引き続き自立に向けて、団体の主要業務である飼料原料の安定供給を柱とした経営体制の充

実、経営改善、情報公開、経費削減等について、支援・指導していききたいとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 経営状況が良好であるということで、日ごろの指導の必要性や機会が少ないように感じられたが、財務状況を把握しておく必要がある。

ロ 株主配当を行っていることは評価できるが、なお一層の配当率の向上に向けて検討していく必要がある。

ハ 今後、設備更新等の必要があるとして積立を行っているが、詳細な設備更新計画は立てられていない。新たな設備更新の計画を示すなど、内部留保の用途について、一層の説明責任を果たすよう指導する必要がある。

12 道路課：宮城県道路公社

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団体名	宮城県道路公社	県の組織存続方針	存続
設立	昭和47年4月1日	県の支援区分	改善支援
資本金(基本金)	218億3,600万円	県出資額・率	174億1,612.5万円・79.8%
職員数	常勤役員3人、常勤職員21人		
出資目的(設立目的)	宮城県の区域及びその周辺において、有料道路の建設・管理を総合的かつ効率的に行う等により、県内における地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。		
主な事業	仙台南部道路、三陸自動車道（仙台松島道路）の維持、管理など		
県からの財政的支援(100万円未満除却)	負担金	300万円	公社職員共済費負担金
	債務保証額	168億6,500万円	事業資金債務保証
剰余金・欠損金等(100万円未満除却)	引当金等	485億100万円	
	(内訳)償還準備金 道路事業損失補填引当金	376億5,700万円 108億4,300万円	

注) 出資者は、宮城県、仙台市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体の経営については、自立のための効率化に向けて、経費削減、外部委託、新規採用取りやめなどの指導・助言を行ってきたとしている。

県職員の派遣は、平成14年度の4人から毎年度段階的に削減し、平成17年度からは行っていない。

また、改革スケジュールの取り組み内容は、平成18・19年度は仙台松島道路 期事業建設資金の債務保証、平成20・21年度は4車線化工事の債務保証であり、その他は今後の業務量に応じた適切な組織再編についての指導・助言としている。

剰余金等について、平成19年度末現在、485億132万円となっている。

しかしながら、剰余金としての勘定残高であり、多くは過去の長期借入金の償還に充てられている。年度別の償還額は、平成20年度が約41億円、21年度が約26億円、22年度が約27億円、23年度が約14億円、24年度が約9億円、以後順次減少していくが、今後、仙台松島道路期事業にかかる長期借入金の償還が始まる（平成21年度）と、その償還額が加算されることになる。

平成17年度包括外部監査において、「道路事業損失補填引当金」を償還準備金に充当することを望むとする意見が付けられているが、将来事業の不可測性により未償還額が発生した場合の危険を回避することが出来なくなるとの理由から、措置を講じないと回答している。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体内部で資金繰りを綿密にすることによって、借りなくても済む借入金があったのではないかと考えられる。道路建設等を行うに当たって、定期的に県の債務保証を得て金融機関から資金を借り入れているが、流動資産と流動負債の差額が約45億円あることから、引当金を一時的に流用するなどし、借入れ金額を抑制するような方法の選択について指導する必要がある。財政健全化の観点からも、県の債務保証を減らし、将来負担比率を下げる努力が必要である。

ロ 仙台都市圏自動車専用道路の国との管理再編を早急に進め、利用者サービスの向上を図るとともに、早期に県へ出資金が返還出来るよう、団体とともに、国及び関係機関に働きかけていく必要がある。

ハ 職員の給与水準が公社等の中では相当高い水準である。他団体とのバランスを考慮すべきと考える。

ニ 団体は、道路整備特別措置法に基づき、道路事業損失補填引当金108億円余りを積み立てている。団体の経営にとって不利になる災害や経済事情の変動の発生、外的環境の変化などの可能性から他に充当できないとしていることは理解する。しかしながら、現在おかれている県の財政状況を考慮し、団体には、設立に關与した県に対して、財政的に何らかの貢献ができないか検討すべきである。

ホ 関係法令が制定された当時と比べ、健全化法が公布されるなど社会情勢が大きく変化し、地方自治体の経営状況も危がまれているところである。県担当課にあっては、所要の法改

正等についても、関係機関等に働きかけていくことを望む。

13 空港臨空地域課：仙台空港鉄道株式会社

(1) 団体の概要・財務状況等（平成19年度末現在）

団 体 名	仙台空港鉄道株式会社		県の組織存続方針	存続
			県の支援区分	改善支援
設 立	平成12年4月7日		所 在 地	名取市
資本金(基本金)	71億2,900万円		県出資額・率	37億6,900万円・52.9%
職 員 数	常勤役員4人、常勤職員48人			
出 資 目 的 (設立目的)	鉄道事業法による第一種鉄道事業及び付帯・関連する事業を行う。			
主 な 事 業	鉄道事業法による第一種鉄道事業など			
県からの財政的 支援(円未満(捨))	貸付金(残高)	78億5,900万円		
	損失補償(残高)	88億8,700万円		
剰余金・欠損金等 (100万円未満(捨))	繰越欠損金	15億4,300万円		

注) 主な出資者は、宮城県、仙台市、名取市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体には、平成19年度末現在、15億4,300万円の繰越欠損金がある。その主な要因は、利用人員が計画の67%で営業収益が同73.2%となったこと、本格的な利息の支払い時期が到来したこと、設備投資の減価償却があったことなどである。また、プロパー職員の育成途上にあり、JR及び県から派遣を受けざるを得ない状況にある。

団体では常勤役員の報酬を、代表取締役社長は10%、専務取締役は5%、常務取締役は3%カットして、経費節減に努めている。

出資は県以外の自治体も行っているが、将来の債務は県の責任とする旨の取り決めがなされている。

県の貸付金残高は78億5,900万円で、据え置き期間20年の30年償還となっている。また、損失補償残高は88億8,700万円で、政策投資銀行外8行からの借入金の債務保証をしているものである。

団体の経営改善に向けた取り組みとしては、①利用実態を考慮したダイヤ改正、②ICカード相互利用の拡大、③「仙台まるごとパス」の販売拡大、④快適な駅を目指したサービス改

善、⑤各種イベントの実施などである。

今後関係団体、仙台空港ビルと連携しながら、各種イベントの開催やPR活動の推進や派遣職員の計画的な削減など、利用促進と経営改善の両面から空港鉄道の運営強化を図りたいとしている。

これに対して、県担当課としては、仙台空港ビルと連携し、空港及びその周辺でのイベント等を活用するなどして、利用者増・収入増につなげていくよう指導・助言としている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 平均乗車率が計画の7割程度に低迷している状況では、需要予測が甘かったと言わざるを得ない。団体として経営改善に向けての努力は見られるが、地元市やJR東日本、関係機関等と早急に協議の上、駅周辺の開発や航空機の増便など利用者拡大に向けた努力をする必要がある。

ロ 銀行からの借入金を県が債務保証している。このことは、県の将来負担比率を押し上げており、単年度黒字に向け、なお一層努力する必要がある。

ハ 県として、事業自体や経営の現状等に共通の危機意識を持って、空港等の総合的利活用のため、新たな企画調整機関の設置を含めた、抜本的な改善策の検討が急務である。

第5 監査の意見

今回の行政監査の対象とした公社等については、「第 期宮城県公社等外部団体改革計画」における公社等外部団体の分類、による「公社等のあり方」並びに「県の支援の区分」に従い、県(担当課)として指導・支援を行っていることを確認したところである。

これに基づき、県が行う今後の指導・支援の考え方などについて述べる。

1 資産運用について

資産運用については、資産運用規程等を定め有価証券で投資運用しているケースがほとんどであるが、高い配当を追求し多額の評価損を出している団体や、営業利益の赤字を資産運用益でカバーし黒字決算している団体が認められた。

資産運用に当たっては、リスクについても十分検討を行い、慎重な運用をさせるべきである。

2 財務全般のチェックについて

多額の内部留保資金を有しながら、新たな資金を借り入れし、加えて、県が債務保証を行っているケースが認められた。

内部資金のやり繰りによっては、借り入れが不要な場合が考えられる。このことは、県の「将来負担比率」低下に寄与することから、財務全般にわたる状況分析の徹底が必要である。なお、公益法人の常例検査についても、規定に基づき適正に行うべきである。

3 県負担の軽減に対する寄与について

各団体の事業目的や設立目的から、基本的に県に対し積極的な支援・協力の義務はなく、かつ、各種法律・規則等で制限されていることが認められた。

しかしながら、本県がおかれている財政状況を踏まえると、出資金等が税金であることを念頭に、何らかの県の財政的負担の軽減に寄与すべきことを積極的に指導する必要がある。特に法規制がある場合によっては、当該規制の解除等について、関係機関等へ働きかける必要がある。

また、公益法人としての内部留保の金額について、適正規模を超えていると認められるケースもあり、適正化について指導する必要がある。

4 公社等のあり方について

(1) 経営改善計画については、作成当初から補助金等を見込んだ、言わば依存的な計画となっているケースが認められたが、自立に向けた計画とすべきである。

各団体とも、「中・長期ビジョン」を作成し取り組んでいることは認められるが、資金計画等において、資金調達時期とその内容が適切なものとなっていないものや、必ずしも必要とは思われない先行積立が認められた。県は、不必要な支援を行わないなど、直接・間接的な財政負担を軽減するよう配慮すべきである。

(2) 減資については、安易に行われることがないよう、団体の経営状況には十分留意する必要がある。

また、株主配当については、経営が良好な団体に対しては、適正な配当を要求すべきである。

(3) 関係の密接な団体同士が、様々な要因から統合が見送られているケースが認められた。

団体同士の統合にメリットがある場合は統合するなど、多角的視点に立った統廃合の検討が必要である。統合は、より戦略的な経営を可能にするとともに、役職員の削減によって、財政的にも大きな効果が期待されることから、管理部門の事務の共同化など段階的な統合についても検討すべきである。

(4) 長期間にわたって不健全な経営が続いている団体の存在が認められた。

団体の設立目的に照らし、団体の使命を果たし終えたものや、今日の社会に適しなくなつたものは、事業の縮小や解散等も視野に、改革する必要がある。

(5) 役員等については、事業目的と事業量に応じた適正な役員数となっているか、人選において安易に充て職としていないか、また、充て職等により、役員員の給与水準の高止まりが起きているか、同種団体との比較検討などをする必要が有る。

また、採用にあたっては、能力主義を基本スタンスとすべきである。

5 まとめ

県は、公社等の財務状況や経営状況を、今まで以上に正確に把握し、内容を分析することが必要である。

その結果、経営的に良好な団体については、「自立・独立」を原則に、自己資産の有効活用を積極的に推進するよう指導すべきである。また、反対に累積赤字をかかえる団体については、「廃止」も視野に、適正規模への改編を図ることなどにより、財政負担（債務保証等を含む。）の軽減に寄与することが必要である。

この財政負担の軽減は、健全化法に基づく、県の「将来負担比率」にも大きく影響することから、この考え方を公社等に認識させることが必要である。

現在、本県がおかれている財政の危機的状況を踏まえると、これまで述べてきたことが喫緊の課題であると考ええる。

○宮城県監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成21年3月27日

宮城県監査委員	畠	山	和	純
宮城県監査委員	袋			正
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門	
宮城県監査委員	谷	地	森	涼
宮城県監査委員	子			

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等

下記のとおり

2 監査結果

平成19年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

記

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
宮城県土地開発公社	20.11.18	1 団体の事業概要 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地

<p>等の取得、管理、処分及び工業団地の造成等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 50,000,000円（基本財産 50,000,000円） 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成19年度未残高 2,715,450,000円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成19年度未借入金残高 18,381,639,112円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>20.11.25</p>	<p>1 団体の事業概要 地域開発、地域活性化等に関する調査研究、提言、情報収集・提供、情報誌の発行、研修会・講演会等の開催、受託調査研究事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 400,000,000円（基本財産 707,000,000円） 〔補助金〕 地域振興センター運営費補助金 32,157,943円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>財団法人 宮城県地域振興センター</p>
<p>日常生活自立支援事業費 76,544,620円 福祉サービス苦情解決事業費 7,794,000円 社会福祉施設経営指導事業費 570,703円 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金51,853,233円 みやぎシニアカレッジ運営事業費補助金36,680,069円 障害者就業・生活サポート事業補助金 6,700,000円 〔負担金〕 児童の自立を促す会負担金 120,000円 〔公の施設の管理〕 宮城県船形コロニー外9施設 2,792,073,244円 3 監査の結果 (1) 施設利用者の預り金紛失事故が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。 (2) 生活福祉資金及び離職者支援資金の貸付金の償還が著しく遅延しているものが多数認められたので、改善する必要がある。また、多額の貸付原資残高が認められたので事業規模等について検討されたい。</p>	<p>20.12.18</p>	<p>1 団体の事業概要 中核的な産業支援機関として中小企業等の創業・経営革新の促進及び経営基盤の強化等を図るため、新事業・経営革新等支援事業、産学官連携・研究開発支援事業、資金支援事業、受発注取引支援事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 198,851,594円（基本財産 222,351,594円） 〔補助金〕 中小企業経営資源強化対策費補助金 222,852,159円 設備資金貸付事業補助金 15,548,000円 中心市街地商業活性化推進事業費補助金 1,298,215円 産学官連携成果活用推進事業費補助金 4,012,994円 中小企業支援センター経営基盤強化事業補助金 353,203円 中小企業再生支援協議会運営費補助事業補助金 9,024,126円 新成長産業進出機械類貸与事業損料補給金 355,949円 〔貸付金〕 研究開発型企業育成資金貸付金 14,300,000円 長期貸付金に係る平成19年度未残高 585,080,000円 設備資金貸付事業貸付金 586,810,000円 設備貸与事業貸付金</p>	<p>財団法人 みやぎ産業振興機構</p>
<p>1 団体の事業概要 社会福祉事業の企画・調査・普及等、社会福祉法に基づき第一種及び第二種事業、社会福祉事業従事職員の養成・研修、休養ホームの設置経営等収益事業、その他地域福祉の推進を目的とした各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 10,000,000円（基本金 11,000,000円） 〔補助金〕 社会福祉協議会補助金 57,614,000円 福祉活動指導員設置費 5,609,167円 職員人件費 200,000,000円 職員退職手当金 22,084,600円 生活福祉資金等貸付事業費 12,016,000円 ボランティアセンター運営事業費 7,467,199円 災害ボランティア受入体制整備事業費</p>	<p>20.12.18</p>	<p>社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会</p>	

<p>機械類貸与事業貸付金 企業振興投資育成事業貸付金 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金事業貸付金 中心市街地商業活性化推進資金貸付金 新事業支援事業貸付金 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成19年度未借入金残高</p>	<p>2,116,639,800円 178,250,000円 4,290,000,000円 600,000,000円 350,000,000円 1,404,077,015円</p>	<p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>財団法人 宮城県又がーツ振興財団</p>	<p>20. 12. 24</p>	<p>3 監査の結果 繰越欠損金が多額となっていることから、早急に乗客数増対策の実施及び経営計画の見直し等抜本的な経営改善を進める必要がある。</p> <p>8,887,000,000円</p>
<p>社団法人 宮城県畜産協会</p>	<p>20. 12. 24</p>	<p>1 団体の事業概要 畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策、品質改善など畜産振興のための事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 147,500,000円（基本財産 263,150,000円） 〔補助金〕 家畜改良対策事業費補助金 190,000円 畜産物衛生環境整備円滑化事業補助金 2,400,000円 肉用牛価格安定対策事業助成金 42,000,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>財団法人 東北開発研究センター</p>	<p>20. 12. 17</p>	<p>1 団体の事業概要 東北地方の総合的な開発整備の推進に関する調査研究、情報の収集・提供等の各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 90,000,000円（基本財産 327,258,435円） 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>仙台空港鉄道株式会社</p>	<p>21. 2. 13</p>	<p>1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アークスエ線の運行・管理を主事業として行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円（資本金 7,129,000,000円） 〔補助金〕 仙台空港アークスエ線整備事業費補助金 52,354,788円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成19年度未残高 7,859,000,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成19年度未借入金残高</p>	<p>仙台臨海鉄道株式会社</p>	<p>21. 2. 13</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台港及び背後工業団地と全国鉄道網を結ぶ貨物鉄道事業を主事業として行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 240,000,000円（資本金 720,000,000円） 3 監査の結果</p>

	<p>100,000,000円（出資金総額 233,550,000円）</p> <p>3 監査の結果 正味財産が出資金総額を大幅に下回っており、社員数も年々減少していることから、効率的な事業運営と財務内容の健全化に努める必要がある。</p>		<p>仙台空港国際線・国内線ターミナルビル建設資金 593,600,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>社団法人 宮城県建設センター</p> <p>20.12.17</p>	<p>1 団体の事業概要 地方公共団体等が行う公共事業の円滑で効率的な執行を補完支援するため、建設に関する積算・調査設計を行うとともに公園の管理運営等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 16,000,000円（基本財産 44,061,800円） 〔公の施設の管理〕 岩沼海浜緑地外2施設</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>仙台エアカーゴターミナル株式会社</p> <p>20.12.16</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台空港における航空貨物取扱施設を設置運営しており、輸出入貨物等の荷役・保管及び貨物取扱施設の賃貸等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 385,000,000円（資本金 1,437,500,000円）</p> <p>3 監査の結果 繰越欠損金が増加しているため、引き続き経営改善に努める必要がある。</p>
<p>塩釜港開発株式会社</p> <p>20.11.20</p>	<p>1 団体の事業概要 塩釜市から旅客ターミナル「マリナーズ塩釜」の管理運営を受託している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 334,000,000円（資本金 1,180,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 (1) 給与及び賞与の支払事務において不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。 (2) 長期未収金が増加したため、改善する必要がある。 (3) 繰越欠損金の解消に引き続き努める必要がある。</p>	<p>財団法人 宮城県暴力団追放推進センター</p> <p>20.12.17</p>	<p>1 団体の事業概要 暴力団追放意識の高揚と浸透を図るため、広報啓発事業及び相談事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 300,000,000円（基本財産 620,000,000円） 〔補助金〕 暴力団追放推進センター活動補助金 3,645,000円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>仙台空港ビル株式会社</p> <p>20.12.16</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台空港旅客ターミナルビルを所有し、航空会社及び事業者に対する貸室業並びに航空旅客に対する役務の提供を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,372,500,000円（資本金 3,200,000,000円） 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成19年度未残高 仙台空港新旅客ターミナルビル建設資金 1,700,000,000円</p>	<p>学校法人 尚絅学院</p> <p>20.12.11</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、大学院、大学、高等学校、中学校及び附属幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 267,206,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,200,000円 私立学校特別支援教育教育費補助金 5,488,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 12,445,000円 結核健診等補助金 205,426円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>学校法人</p> <p>20.12.9</p>	<p>1 団体の事業概要</p>		

<p>啓誠学園</p>		<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 78,561,000円 過疎地域私立高等学校振興補助金 73,117,971円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 6,864,000円 結核健診等補助金 21,205円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県乳児院 247,787,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県中小企業団体中央会</p>	<p>20.12.16</p>	<p>1 団体の事業概要 中小企業等組合及び中小企業者の健全な経営のため、共同組織設立等の支援、経営情報の提供、資金の調達及び人材育成等の支援を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 中小企業連携組織対策事業費補助金 162,510,298円 中小企業連携促進事業費補助金 3,042,000円 〔貸付金〕 宮城県中小企業団体中央会組織金融制度資金貸付金 1,600,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>1 団体の事業概要 陽光ビルサービズ株式会社及びセントラルスポーツ株式会社からなる共同企業体で県が設置するスポーツ施設の管理運営事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県仙南総合プール 35,910,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県農業会議</p>	<p>20.12.18</p>	<p>1 団体の事業概要 農業者の地位向上を図るため、農業生産力の発展及び農業経営の合理化のための各種事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 農業委員会費補助金 90,000円 〔交付金〕 強い農業づくり推進交付金 9,750,000円 〔負担金〕 農業会議会議員手当等負担金 57,614,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>指定団体の名称 指定団体の所在地</p>
<p>社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 宮城県済生会</p>	<p>20.12.24</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉の増進を図るため、医療施設「仙台診療所」の設置経営及び県が設置している児童福祉施設の管理運</p>	<p>指定団体の名称 指定団体の所在地</p>

(注) 県の財政的援助等の内容の「出資金」は、平成19年度末における出資金総額を示し、「補助金」、「貸付金」及び「公の施設の管理」等は、平成19年度における支出額等を示している。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第54号
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定により指定した指定団体から、次のとおり変更した旨の届出があった。
平成21年3月27日
宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

指定団体の名称	指定団体の所在地
変更後の所在地 社団法人 宮城県防犯協会連合会	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1丁目4番1号
変更前の所在地	仙台市青葉区通町1丁目6番9号

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイ（マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

平成二十一年三月二十七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 星 明 朗

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面

雑 報

○宮城県住宅供給公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県住宅供給公社

理 事 長 遠 藤 正 明

記

一 宮城県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）別表第一に掲げる県営住宅等（名取市、岩沼市、亶理郡亶理町の区域に存する県営住宅等及び改良県営住宅を除く。）

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで